

兵庫県保険医協会 但馬支部ニュース

No.140

2014年1月25日発行

発行 兵庫県保険医協会但馬支部
連絡先 〒668-0373 豊岡市但東町久畑126
高橋診療所 TEL/0796-55-0036 FAX/0796-55-0008



新年のごあいさつ

医療人の使命と良心により 医療・社会保障制度の立て直しを

支部長 新田 誠

保険医協会但馬支部会員のみなさま、
新年明けましておめでとうございます。
旧年中は但馬支部の諸活動にご参加・
ご協力いただき誠にありがとうございました。

去年は、第二次安倍内閣のアベノミクスという経済政策で、景気が回復しつつあるかのような報道がされておりますが、大企業中心で庶民には実感も恩恵も感じられません。また、4月からの消費税増税が経済を失速させると予測されています。後期高齢者医療制度は廃止されないまま継続され、70～74歳の窓口1割負担は2割に倍増することになりました。社会保障、とりわけ医療費の抑制の方針のもと、低コスト医療

提供体制を作り上げ、TPP加盟を口実に米国型民間医療制度を手本にして国庫負担を減らすべく、混合診療解禁へ足を踏み込もうとしています。

我々は、医療人の使命と良心により、医療・社会保障制度の立て直しをという願いとともに、年齢や貧富に関わらず国民の生命と健康を守るという使命達成のため、保険医療の充実と国民皆保険制度堅持、保険医の生活と権利を守る活動をより活発化していきます。

但馬支部会員の皆様方には、これからも何卒温かいご支援、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

第2回医院経営研究会を開催

支部では、昨年11月9日にじばさん但馬で第2回医院経営研究会「医事紛争を避けるために」を開催、会員ら14人が参加した。講師の米田泰邦法律事務所：鶴飼万貴子弁護士は、これまで医療過誤訴訟を複数手がけてきた経験から、弁護士や裁判所から患者のことについて尋ねられた場合の対応法、誤解を招かないようなカルテの書き方など詳しいデータをもとに解説した。以下、当日参加した会員から寄せられた感想文を紹介する。

感 想 文

カルテ記載の重要性を確認

11月9日に但馬支部第2回医院経営研究会が開催されました。昨年の第一回目は、医院継承問題を取り上げました。今回は、「医事紛争を避けるために」をテーマに、医療過誤訴訟を多数手がけてこられた鶴飼万貴子弁護士にご講演をお願いしました。

本格的な医療裁判になる前のできごとや、自分は医療ミスをしていなくても、弁護士や裁判所から患者さんのことについて尋ねられたらどのように対応すれば良いのか、またカルテの開示を要求された場合に気をつけるべきこと、誤解を招かないようなカルテの書き方など、総論から実例を示しながらの各論に至るまで詳細にご教示頂きました。

過失とは、通常の場合、注意義務違反と解釈され、予見可能性、回避可能性、因果関係、損害の発生があったかどうかの問題となること、医療慣行と医療水準は異なることを説明されました。そして、問題発生時には、まず事実確認、医学的評価、法的評価が必要になってくることが、患者対応の留意点、弁護士に交渉を移すタイミングについても教えていただきました。

裁判所の判断の根拠となるものは、カルテ、ガイドライン、添付文書、鑑定、一般的な医学文献、過去の類似判決であり、いかに日常のカルテ記載が重要か、ガイドラインや添付文書に忠実な医療を行っているかが問われるということを再確認させられました。応召義務、証拠保全、情報開示についても言及され、たくさんの項目と内容が凝縮された講演で2時間があっという間に過ぎてしまいました。

参加者からは、項目ごとにさらに詳しい講演を要望する声もあり、今後の研究会企画に反映させて頂きたいと思います。



講師の鶴飼万貴子弁護士

【新温泉町・古澤倫代】

「公費負担医療等の手引」講習会

公費負担医療に関する制度の基本から レセプト記載について解説

支部は昨年12月1日、じばさん但馬で「公費負担医療等の手引」講習会を開催、会員ら13人が参加した。講師の下山均副支部長は、保団連発行テキスト『公費負担医療等の手引』を使用して、これらの制度と請求方法のポイントについて解説した。

下山副支部長は、スライド資料を用いて、「生活保護法による医療扶助」や「特定疾患治療研究事業」、「被爆者一般疾病医療」、「感染症法(結核)」をはじめとして、児童・母子や障がいに関する制度、特定



会員ら13人が参加した

の疾病に関する制度など多岐にわたる制度を分かり易く解説。また、上記の国による公費負担医療とは別に、各自治体による公費負担医療である「乳幼児や老人、母子、障害者」を対象とした福祉医療制度も概説した。

これらの公費負担医療は健康保険と併用されることが多く、一部負担金やレセプト記載もそれぞれ異なる場合が多く、事務担当者にとってはこれらの制度についての知識を習得しておくことが重要とした。

幹事会だより

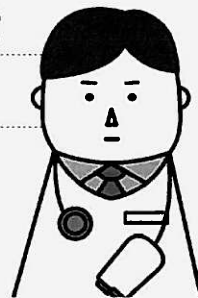
2013年11月9日(日)じばさん但馬で第148回幹事会を開いた(5人出席)。以下、主に議論された内容を報告する

- 高齢化が進む但馬地域において、今後ますます医療、介護、福祉の連携が重要である。各自治体においても保健・介護・福祉など施設を中心とした生活圏ケアの確立にむけて取り組んでいるが、急速な高齢化により対応に苦慮している。
- 勤務医対策の一環として、各病院での説明会、セミナー開催などに具体化する。

※幹事会は、会員の先生あればどなたでもご参加いただけます。お問合せは、担当事務局 足立 (TEL : 078-393-1805) まで。

患者署名に是非ご協力お願いします！

老人医療費助成事業、 及び母子家庭等医療費助成事業の 対象者削減と負担引き上げを 行わないよう求める請願



兵庫県議会議長 様

請願趣旨

兵庫県は、「第3次行革プラン」で、福祉医療制度を見直すとして、老人医療費助成事業の「低所得者Ⅰ」の負担割合を2割に引き上げ、「低所得者Ⅱ」は廃止、母子家庭等医療費では、所得制限上限額を大幅に引き下げ、対象者を10万人から4万人に縮小する改革案を示しました。

老人医療費助成事業を見直す理由は、国が70歳からの医療費負担を1割から2割に引き上げる方針により、69歳までの医療費負担が軽くなる逆転現象が生じるためとしています。低所得者に限定された同制度は、「逆転現象」が問題となるほどのものではなく、疾病が増加する時期に早期受診を促進する意義をもつものです。また「低所得者Ⅱ」の負担割合は2割であり、「逆転現象」は起こっていません。

また、母子家庭等の見直しでは、扶養親族2人の場合、所得制限上限額413万円を200万円まで引き下げるとしていますが、6割が対象外となるような制度変更は、到底認められません。

私たちは、福祉医療制度として現行水準を維持するよう強く求めるものです。

請願事項

1. 老人医療費助成事業の負担引き上げと対象者削減をやめること
2. 母子家庭等医療費助成事業の所得制限引き下げをやめること

お名前	ご住所

取り扱い医療機関名（ ）

※この個人情報は請願以外には使用しません

兵庫県保険医協会

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5階
TEL:078-393-1807/FAX:078-393-1802 URL <http://www.hhk.jp/>